

環廃対発第 060220001 号
平成 18 年 2 月 20 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

**循環型社会形成推進交付金事業及び廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業に係る
交付申請において使用する主要資材単価、職種別賃金日額及び工事設計標準歩掛表等について（通知）**

循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付については、平成 17 年 4 月 11 日付環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、及び昭和 53 年 2 月 14 日付厚生省環第 382 号厚生省事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」等により取り扱われてところであるが、これらの中で別に定めることとしている標記については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下市町村等に対して周知されたい。

記

1. 本通知を適用する交付金事業等に係る予算科目は次のとおりである。

項	目
廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費補助 循環型社会形成推進交付金
離島振興事業費	廃棄物処理施設整備費補助 循環型社会形成推進交付金
北海道廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費補助 循環型社会形成推進交付金
沖縄開発事業費	廃棄物処理施設整備費補助 循環型社会形成推進交付金

2. 「工事設計標準歩掛表」については、直近の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」、「国土交通省土木工事積算基準」等、国若しくは都道府県で定めたものを使用することとするが、これに拠り難い場合には、その理由と根拠等の説明資料を添え、本職と事前に協議すること。
3. 「職種別賃金日額」については、農林水産省、国土交通省により決定されている直近の公共工事設計労務単価表を原則とするが、これに拠り難い場合には、上記 2 と同様の措置をとること。

4. 「機械器具損料」については、直近の国土交通省又は都道府県で定めた建設機械等損料算定表を使用することとするが、これに拠り難い場合には、前記2と同様の措置をとること。

5. 「主要資材単価」については、補助事業者等において、諸種の物価版、他の類似公共事業の実施例等の単価を参考とすることとするが、これに拠り難い場合には、可能な限り多くの者から詳細な見積書を徴し、その価格を参考とすること。

また、事業実施の時期、地域の特殊性を勘案して適正な単価を決定して使用し、単価決定の理由と根拠を明確にしておくこと。